

日本経済大学奨学金に関する規則

(目的)

第1条 奨学金に関する本規則は、奨学金を応募し又は採用された学生に対する適切な修学の環境を整備するとともに奨学金に関する円滑な業務を実施して、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 本学が取り扱う奨学金の種類は次のとおりとする。

(1) 日本人対象

- ア 日本学生支援機構貸与奨学金
- イ 日本学生支援機構給付奨学金
- ウ 地方自治体奨学金

(2) 外国人留学生対象

- ア 文部科学省外国人私費留学生学習奨励費奨学金(以下、学習奨励費奨学金という。)
- イ 福岡よかトピア国際交流財団・留學生育英奨学金(以下、留學生育英奨学金という。)
- ウ 一般企業、団体等奨学金

2 日本経済大学(福岡キャンパス)後援会奨学金および日本経済大学(福岡キャンパス)同窓会奨学金については、それぞれの組織が定める規則による。

(応募資格)

第3条 奨学金を申し込む者は、次の各号の条件を満たしているものとする。ただし、(5)号についてはこの限りではない。

- (1) 学習活動その他生活全般を通じて、学生として相応しい態度、行動が現れていること。
- (2) 履修科目の出席が良好であること。
- (3) 学業成績が優秀であること。
- (4) 身体健康であり精神が健全であること。
- (5) 経済的に苦学を強いられているもの。

(応募方法)

第4条 前条の資格を有している者が奨学金の募集に応募する場合は次による。

(1) 日本学生支援機構貸与奨学金・日本学生支援機構給付奨学金

学内掲示板を確認し、大学が計画する「奨学金説明会」に出席する。その後、奨学金申込書等の必要書類を日本学生支援機構が指定する期日までに厚生課を通じて提出する。

(2) 地方自治体奨学金

各地方自治体奨学金財団が示す応募要領を学内掲示板で確認し、厚生課に申し込む。

(3) 学習奨励費奨学金、留學生育英奨学金

国際交流センターにおいて、応募用紙の交付を受け必要事項を記入し、同センターに申し込む。

(応募者の選考及び推薦等)

第5条 厚生課は、それぞれの奨学金応募者について、次のとおり選考及び推薦等に関する業務を行う。

(1) 支援機構奨学金

応募者の書類審査、スカラネット入力指導及び面接（予約奨学生を除く）を行い、推薦予定者を厚生委員会に諮る。その結果を「伺い」により学長の決裁を受けた後、日本学生支援機構に推薦する。

(2) 地方自治体奨学金

それぞれの育英会財団が定める手続による。

(3) 学習奨励費奨学金、留学生育英奨学金

国際交流センターから送付された応募者資料について、「日本学生支援機構成績評価係数」を基礎とした推薦基準による選考及び推薦序列を作成し、厚生委員会に諮る。その結果を「伺い」により学長の決裁を受けた後、必要書類を添えて、それぞれの奨学金財団に推薦する。

(採否の決定と必要書類の交付)

第6条 本学が推薦した学生に対する各奨学金財団からの奨学生採否決定通知は本学を通じて行われる。厚生課は、採用奨学生に対する通知を学内掲示板で行う。書類交付及び提出要領は次のとおり。

(1) 日本人奨学生

厚生課が計画する採用奨学生に対する「新規説明会」に出席し必要書類の交付を受け、指定された期日までに所要の手続を行わなければならない。

(2) 外国人奨学生

国際交流センターにおいて、必要書類の交付を受け、指定された期日までに所要の手続を行わなければならない。

(奨学金の貸与および給付)

第7条 奨学金の貸与等は次のとおり。

(1) 日本学生支援機構奨学金

ア 奨学生として採用された学生名義の預金口座に振込みにより入金される。

イ 奨学生は応募する際に本人名義の預金口座を厚生課に届け出なければならない。

ウ 奨学生は毎年12月に厚生課が実施する「継続説明会」に出席し、インターネットにより必要事項を入力した後、適格認定を受けなければならない。

(2) 地方自治体奨学金

それぞれの奨学金財団が示す方法により貸与または給付される。

(3) 学習奨励費奨学金、留学生育英奨学金

ア 奨学生として採用された学生名義の預金口座に振込みにより入金される。

イ 奨学生は毎月、本学が指定する期間内に「在籍確認簿」に本人の署名をしなければならない。

(奨学金の返還等)

第 8 条 日本学生支援機構貸与奨学金は、卒業、退学、辞退及び廃止等の理由により奨学生としての資格が消滅した時は返還する義務が生ずる。

資格が消滅した時は、速やかに返還手続をしなければならない。

返還方法については、日本学生支援機構の規程による。

2 日本学生支援機構給付奨学金は原則返還の必要はない。ただし、大学から退学・3 カ月以上

の停学の懲戒処分を受けた場合や、大学で学業成績が著しく不良であって疾病や災害などのやむを得ない事情がない場合など、返還が必要となる場合がある。また偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の 100 分の 140）を求められることがある。

3 外国人留学生に対する奨学金は給付であり、返還の義務はない。

ただし、退学、休学及び帰国等により、奨学生としての資格が消滅した時は給付が停止される。

(異動届)

第 9 条 奨学生が休学、転学、退学等の奨学金停止事由が発生し、返還義務が生じたときは、厚生課備付の異動届け用紙により、直ちに届け出ると共に返還手続（リレー口座申込）を行わなければならない。

(学業成績等の報告)

第 10 条 厚生課は、日本学生支援機構に対し、次の(1)、(2)それぞれの奨学金採用学生の学業成績等を報告しなければならない。

(1) 日本学生支援機構貸与奨学生

インターネットによる日本学生支援機構「奨学金業務システム (JSAS)」を通じて適格認定の実施

(2) 日本学生支援機構給付奨学金奨学生

インターネットによる日本学生支援機構「奨学金業務システム (JSAS)」を通じて適格認定の実施

(3) 学習奨励費奨学金奨学生

インターネットによる「留学生給与等給付システム」を通じて学習報告書の作成

附 則 この規程は平成 27 年 8 月 31 日改正施行する。